

平成 12 年国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体の各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。調査は大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 12 年国勢調査はその 17 回目に当たる。

国勢調査は、大正 9 年を初めとする 10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成 12 年国勢調査は大規模調査である。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査(大正 9 年、昭和 5 年、昭和 15 年)の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査(大正 14 年、昭和 10 年)の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査(昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成 2 年、12 年)の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査(昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成 7 年)の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

調査の時期

平成 12 年国勢調査は、平成 12 年 10 月 1 日午前零時(以下「調査時」という。)現在によって行われた。

調査の法的根拠

平成 12 年国勢調査は、統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第 4 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

- ・国勢調査令(昭和 55 年政令第 98 号)
- ・国勢調査施行規則(昭和 55 年総理府令第 21 号)
- ・国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府

令(昭和 59 年総理府令第 24 号)

調査の地域

平成 12 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡五箇村にある竹島

調査の対象

平成 12 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している人について行った。ここで「常住している人」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている人を行い、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない人は、調査時現在いた場所に「常住している人」とみなした。

ただし、次の人については、それぞれ次に述べる場所に「常住している人」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠である住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。

- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地

方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所

- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑が確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している人は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の人は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族
(2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査事項

平成 12 年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を 16 項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を 6 項目、合計 22 項目について調査した。

世帯員に関する事項

- (1) 氏名
(2) 男女の別
(3) 出生の年月
(4) 世帯主との続き柄
(5) 配偶の関係
(6) 国籍
(7) 現在住居における居住期間
(8) 5 年前の住居の所在地
(9) 在学、卒業等教育の状況
(10) 就業状態
(11) 就業時間
(12) 所属の事業所の名称及び事業の種類
(13) 仕事の種類
(14) 従業上の地位
(15) 従業地又は通学地
(16) 従業地又は通学地までの利用交通手段

世帯に関する事項

- (1) 世帯の種類
(2) 世帯員の数
(3) 家計の収入の種類
(4) 住居の種類

- (5) 住宅の床面積
(6) 住宅の建て方

調査の方法

平成 12 年国勢調査は、総務庁(統計局・統計センター) - 都道府県 - 市町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査員の流れにより行った。

調査の実施に先立ち、平成 12 年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として 1 調査区におおむね 50 世帯が含まれるように設定され、その数は約 94 万である。

なお、調査区は、平成 2 年国勢調査より恒久的な単位区域として設定されている基本単位区を基に構成されている。

調査は、総務庁長官により任命された約 83 万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、収集する方法により行った。また、調査票への記入は、原則として世帯が行った。

集計及び結果の公表

集計は、総務省(平成 13 年 1 月 5 日以前は総務庁)統計センターが行い、結果の公表は、総務省統計局が結果原表を閲覧に供する方法等により行う。また、主要な結果を収録した報告書を公表から約 1 か月後に刊行する。

1 速報集計

(1) 要計表による人口集計

都道府県及び市区町村で作成した要計表に基づいて、全国、都道府県、市区町村別の人口及び世帯数を集計するもので、集計結果は、平成 12 年 12 月 22 日に公表されるとともに、同日付けの官報に公示(総務庁告示第 183 号)された。

(2) 抽出速報集計

全国及び都道府県別結果の早期利用を図るため、一定の方法により全世帯の約 100 分の 1 の調査票を抽出し、主要な事項について集計するもので、集計結果は、平成 13 年 6 月に公表された。

2 基本集計

全数による基本的な集計を第1次～第3次の3段階に分けて行う。

(1) 第1次基本集計

人口及び世帯数の確定結果並びに人口、世帯、住居、高齢世帯、外国人等に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、名古屋市分の集計結果は、平成13年10月17日に公表されるとともに、人口及び世帯数(確定数)については同日付の官報に公示(総務省告示第651号)された。

(2) 第2次基本集計

人口の労働力状態、就業者の産業(大分類)別構成及び教育並びに夫婦と子供のいる世帯等に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、名古屋市分の集計結果は、平成14年1月に公表された。

(3) 第3次基本集計

就業者の職業(大分類)別構成、母子世帯、父子世帯等に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、名古屋市分の集計結果は平成14年9月に公表された。

3 抽出詳細集計

市区町村の人口に応じ市区町村別に約2分の1から10分の1の世帯の調査票を抽出し、これを用いて、産業・職業の詳細な分類(小分類)に基づく就業者の経済的構成等に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、平成16年6月頃公表予定である。

4 従業地・通学地集計

従業地・通学地による人口の構成や常住地の市区町村と従業地・通学地の市区町村との関係などの事項を、第1次・第2次基本集計、第3次基本集計及び抽出詳細集計に対応する3段階に分けて集計する。

(1) 従業地・通学地集計

(第1次・第2次基本集計に対応)

第2次基本集計完了後、全数により、従業地・通学地による人口の構成及び就業者の産業(大分類)別構成に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、平成14年3月に公表された。

(2) 従業地・通学地集計

(第3次基本集計に対応)

第3次基本集計完了後、全数により、従業地による就業者の職業(大分類)別構成に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、平成15年5月頃公表予定である。

(3) 従業地・通学地集計

(抽出詳細集計に対応)

抽出詳細集計完了後、抽出詳細集計に用いた調査票により、従業地による就業者の産業・職業(中分類)別構成に関する事項を人口10万人以上の市段階まで集計するもので、平成16年7月頃公表予定である。

5 人口移動集計

人口の転出入状況や5年前の常住地の市区町村と現住地の市区町村との関係などの事項を、第1次・第2次基本集計及び第3次基本集計に対応する2段階に分けて集計する。

(1) 人口移動集計

(第1次・第2次基本集計に対応)

第2次基本集計完了後、全数により、人口の転出入状況に関する事項及び移動人口の労働力状態、産業(大分類)別構成及び教育に関する事項を市区町村段階まで集計するもので、平成14年4月に公表された。

(2) 人口移動集計

(第3次基本集計に対応)

第3次基本集計完了後、全数により、移動人口の職業(大分類)別構成に関する事項を人口20万人以上の市段階まで集計するもので、平成15年6月頃公表予定である。

6 小地域集計

全市区町村について、全数により、第1次基本集計、第2次基本集計、第3次基本集計、従業地・通学地集計及び人口移動集計に係る集計事項のうち、基本的な事項を基本単位区(基本単位区の中に複数の調査区がある地域については調査区)別又は町丁・

字等別に集計するもので、それぞれ該当する基本集計等の公表後、速やかに公表する予定である。

名古屋市における集計及び結果の公表

国勢調査の結果は、総務省統計局において集計公表されるが、集計結果の表章の地域は、大部分が市区町村であるため、名古屋市では平成 12 年国勢調査地方集計について総務省統計局の承認を得て、区をさらに細分した地域(学区、町別等)ごとの集計を行った。

名古屋市が行った集計は、町(大字)別人口、町・丁目別人口、学区別人口及びメッシュ別集計である。

町(大字)別人口

世帯数及び人口(男女別)の結果の早期利用を図るため、要計表による人口をもとにして平成 12 年 10 月 1 日現在の町(大字)単位に集計を行った。集計した結果は、次に述べる、「町・丁目別人口」とあわせて、平成 13 年 3 月「名古屋の町 (大字)・丁目別人口」として刊行した。

町・丁目別人口

世帯数及び人口(男女別)について、平成 12 年 10 月 1 日現在の町・丁目(小字)単位に集計を行った。

学区別人口

名古屋市では各種統計調査の基本的な小地域単位として学区(小学校の通学区域を意味するが、中区は国勢統計区によっている。以下、同じ。)を用いているが、国勢調査においても次の集計を行った。

ア 世帯数及び人口(男女別)の結果の早期利用を図るため、要計表による人口をもとに平成 12 年 10 月 1 日現在の学区単位に集計を行った。

集計した結果は、平成 12 年 12 月「広報なごや 12 月号」各区版で公表するとともに、「統計なごや・平成 13 年 1 月号」に掲載した。

イ 年齢 5 歳階級別・各歳別人口、産業大分類別就業者、従業上の地位別(男女別)就業者及び世帯構成等について、確定人口をもとに、平成 12 年 10

月 1 日現在の学区単位に集計を行った。

メッシュ別集計

市域を従来の区界・学区界・町大字界などに拘束されない、一辺ほぼ 500 メートルの方形の地域に分割したメッシュ単位に集計・表章を行った。

世帯数、人口(男女別、年齢別)、産業、従業上の地位別就業者等について、確定人口をもとにメッシュ単位に集計を行い、集計した結果は、平成 15 年 3 月「名古屋のメッシュ統計」として刊行する予定である。

名古屋市の平成 12 年国勢調査結果刊行物一覧

総務省統計局で集計・公表されたデータ等をもとに、本市で分析・加工し、公表・刊行したもの(刊行予定を含む。)をまとめると、以下のとおりである。

刊行年月

名古屋の町(大字)・丁目別人口	平成 13 年 3 月
平成 12 年国勢調査 名古屋市国勢調査データブック (vol.1)	平成 14 年 3 月
名古屋の昼間人口	平成 15 年 3 月
名古屋の町(大字)別・年齢別人口	〃
名古屋のメッシュ統計	〃
名古屋の学区別人口	〃

統計なごや(名古屋市統計資料月報)の掲載記事一覧
「統計なごや」に掲載した平成 12 年国勢調査関連記事は以下のとおりである。

掲載号

平成 12 年国勢調査結果速報	平成 12 年 12 月号
名古屋の学区別人口(速報)	平成 13 年 1 月号
3 大都市圏の人口(速報)	〃 4 月号
平成 12 年国勢調査抽出速報集計結果 (1%抽出集計結果)	平成 13 年 8 月号
第 1 次基本集計結果	〃 12 月号
第 2 次基本集計結果	平成 14 年 2 月号
名古屋の昼間人口	〃 6 月号
人口移動集計結果	〃 7 月号
名古屋の学区別昼間人口	平成 15 年 3 月号
名古屋のメッシュ統計	〃

用語の解説

人 口

国勢調査における人口は、調査年の10月1日午前零時現在において、調査の地域内に常住している人を調査した「常住人口」である。

「常住している人」については、【平成12年国勢調査の概要】の「調査の対象」を参照ください。

年 齢

調査日前日による満年齢である。なお、10月1日午前零時に生まれた人は0歳とした。

$$\text{平均年齢} = \frac{\sum C_i \cdot f_i}{P} + 0.5$$

ただし、 C_i ・・・年齢（0歳、1歳、2歳、・・・）

f_i ・・・ i 歳の人口

P ・・・総人口 - 年齢不詳人口

なお、0.5歳の補正は、生まれた月による誤差を考慮したものである

世 帯 の 種 類

昭和60年以降の国勢調査では、世帯を、「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分し、下記のとおり定義している。

（１）**一般世帯**・・・一般世帯には以下のものが該当する。

住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇い人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。

上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

（２）**施設等の世帯**・・・施設等の世帯には以下のものが

該当する。なお、世帯の単位は、原則として下記の、及びは棟ごと、は中隊又は艦船ごと、は建物ごと、は一人一人とする。

寮・寄宿舍の学生・生徒 - 学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり

病院・療養所の入院者 - 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり

社会施設の入所者 - 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり

自衛隊営舎内居住者 - 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり

矯正施設の入所者 - 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり

その他 - 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など

世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

なお、国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届け出等に関係なく、各世帯の判断によっている。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の者一人のみの一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

産 業

就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類(調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類)によって分類した。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、

平成 12 年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類(平成 5 年 10 月改訂)を基に、これを国勢調査に適合するよう集約して編成したもので、大分類が 14 項目、中分類が 77 項目、小分類が 223 項目となっている。

M 公務（他に分類されないもの）

国土交通省国土地理院『平成 12 年全国都道府県市区町村別面積調』による。ただし、緑・名東区に境界未定があるため、この 2 区は『平成 3 年同面積調』によった。さらに名東区については、平成 7 年 12 月の区界変更に伴う異動面積を減殺した。なお、全市は各区の面積を合計したものである。

- 1 統計表中の内訳数値は表章単位未満を四捨五入しているため、その合計は総数と必ずしも一致しない。
- 2 統計表中の記号は以下のとおりである。
 - (1) 「0.0」 単位未満
 - (2) 「-」 該当数値のないもの
 - (3) 「…」 不詳